

2019年7月30日 全8頁

いまさら人には聞けない 相続法改正のQ & A <その③>

遺言制度の見直し

金融調査部 制度調査課
主任研究員 金本 悠希
主任研究員 横山 淳

[要約]

- 7月1日から、昨年7月に成立した、相続法（相続に関する民法等の規定）の改正の多くの項目が施行されている。
- 相続法改正では、約40年ぶりの大きな見直しが行われている。配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度の創設等が盛り込まれた。相続人以外の親族が被相続人の介護等をした場合、「特別寄与料」を請求できる規定も設けられた。
- 本稿では、相続法改正のうち、遺言制度に関する見直しのポイントをQ & A形式で紹介する。

<目次>

Q.1 相続法改正の概要	(以下、<その①>)
Q.2 配偶者の居住権の創設	
Q.3 夫婦間での居住用財産の贈与	(以下、<その②>)
Q.4 相続預金の取扱いに関する判例変更	
Q.5 預貯金の仮払い制度の創設等	
Q.6 一部分割	
Q.7 遺産分割前に処分された財産の扱い	
Q.8 自筆証書遺言の保管制度創設【本稿】 2
Q.9 自筆証書遺言の方式緩和 5
Q.10 遺贈の担保責任等 6
Q.11 遺言執行者の権限の明確化等 7
Q.12 遺留分減殺請求の見直し	(以下、<その④>)
Q.13 遺留分の算定方法の見直し	
Q.14 権利／義務の承継に関する見直し	
Q.15 特別寄与料制度	
Q.16 法定相続情報証明制度	

(＜その②＞からの続き)

Q.8 自筆証書遺言の保管制度創設

民法改正で自筆証書遺言の保管のあり方が変わると聞いたが、それはどのようなものか？

A.8：自筆証書遺言の遺言書（原本）について、法務局に保管できる制度が創設される。

【解説】

1. 改正前の内容（改正前の問題点）

自筆証書遺言は、公証役場に保管される公正証書遺言と異なり、遺言書の保管場所に決まりはない。一般的には遺言者本人の自宅に保管されていることが多いといわれている。これには、遺言書の存在やその内容を秘密にできるなどのメリットがある。

その反面、デメリットもある。例えば、相続開始後にいざ遺言書を開いたところ、遺言書の署名押印がないなどの方式の不備が見つかった場合や、遺言書を保管していた自宅に相続人の1人が同居していたところ、遺言書の内容がその相続人に極端に有利であったなど、偽造を疑わせるような状況がある場合には、遺言書の有効性を巡って争いとなる。他にも、遺言書が見つからないまま遺産分割がされてしまったなど、遺言書を巡って後日のトラブルが起りやすい。

2. 改正内容

民法の改正と同時に成立した「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（遺言書保管法）により、自筆証書遺言（原本）を法務局に保管する制度を創設することとされた。この制度の手続の流れは、次のようなものとなる（図表1）。

①遺言者はまず自筆証書遺言を作成する。

②法務局（住所地・本籍地、又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄するものに限る）に自筆証書遺言（原本）を持参し、保管申請をする。この申請は必ず遺言者本人がする必要があり、代理人による申請はできない（遺言書保管法4条6項）。

さらに、自筆証書遺言は本来、様式や封印の有無は自由だが、この制度では「法務省令で定める様式」で作成した「無封」の遺言書でなければならない（遺言書保管法4条2項）。

③法務局では遺言者の本人確認と遺言書の形式審査をする。ここで日付や署名・押印などの方式がチェックされる¹。

¹ 堂菌幹一郎・神吉康二編著『概説改正相続法』（2019年、金融財政事情研究会）p.184、相原佳子「特集 相

④法務局で原本が保管されるとともに、遺言書の画像情報が法務局間で共有される。なお、遺言者はいつでも保管をやめる手続きができる（遺言書保管法 8 条）。

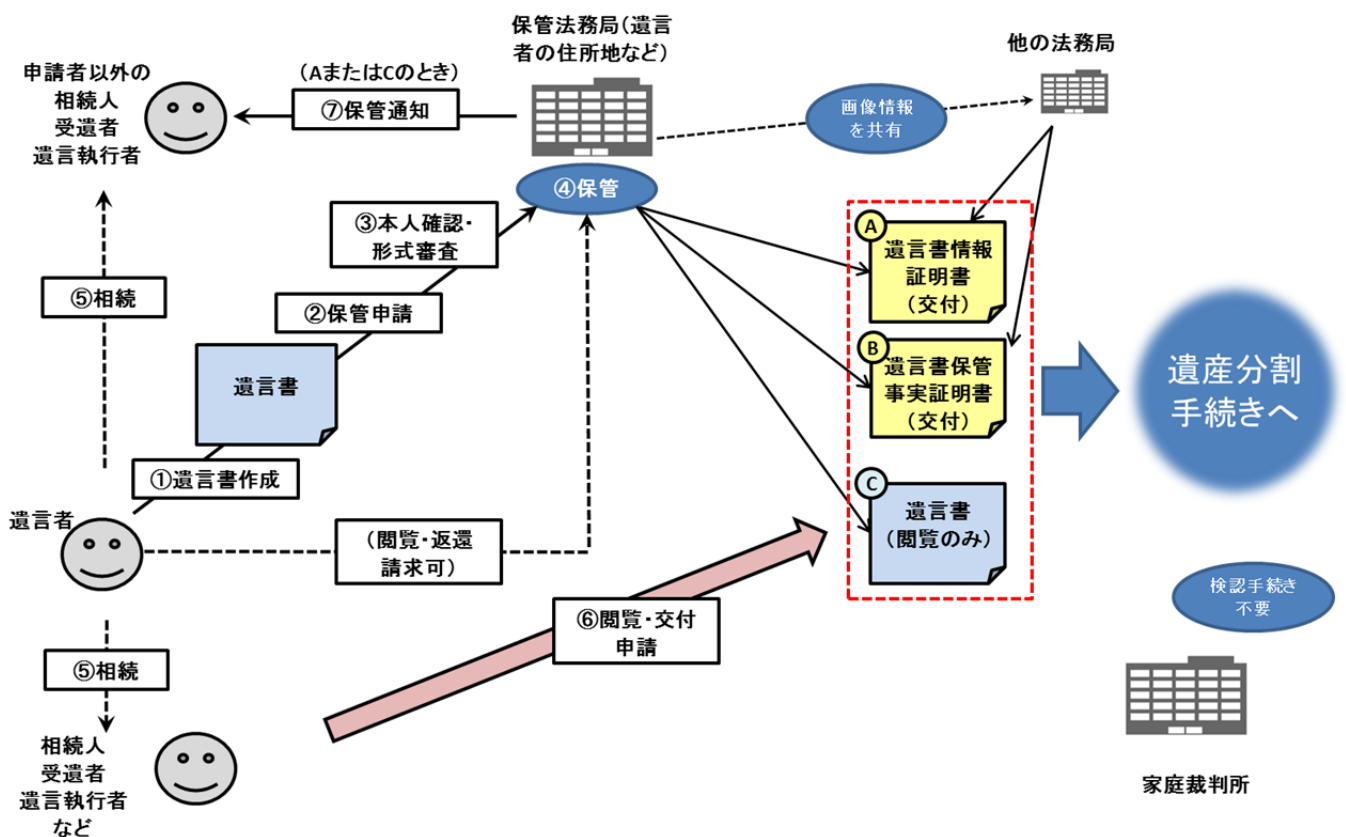
⑤遺言者が死亡して相続が開始する。

⑥遺言者の相続人や受遺者、遺言執行者などは、法務局に対して、④遺言書情報証明書（遺言書の写し）または⑩遺言書保管事実証明書の交付（図表 2）や、③遺言書の閲覧を請求できる（遺言書保管法 9、10 条）。これらで遺言書の存在や内容を確認して相続手続きをすることができる。

⑦相続人等の 1 人が④または③の請求をした場合、法務局から他の相続人・受遺者・遺言執行者に対して、遺言書を保管していることが通知される（遺言書保管法 9 条 5 項）。この通知により、遺言書の利害関係者に対しても、遺言書があることが明らかになる仕組みになっている。

また、この制度を利用した場合、相続開始後の家庭裁判所での検認手続（遺言書の状態の確認手続）が不要になる（遺言書保管法 11 条）。相続人は遺言書に基づいて、すぐに遺産分割手続きに入ることができるようになる。

図表 1 保管制度の手続の流れ（イメージ図）



（出所）法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

続法改正と実務 弁護士実務の視点から」『ジュリスト』1526号（2018年12月）p.47など参照。

図表2 交付できる書面

種類	内容	記載事項	請求先	請求方法
遺言書情報証明書	遺言書の内容や保管情報などを証明する書面	①遺言書の画像情報 ②遺言書の作成年月日 ③遺言者の氏名、出生年月日、住所・本籍（外国人は国籍） ④受遺者・遺言執行者の氏名・名称、住所 ⑤遺言書の保管開始年月日 ⑥遺言書保管所の名称及び保管番号	法務大臣の指定する法務局 ※ 保管法務局（遺言書を実際に保管している法務局）以外にも請求できる	請求書＋添付書類を提出 ※ 手数料がかかる
遺言書保管事実証明書	遺言書の保管の有無、保管情報などを証明する書面	①遺言書保管所における関係遺言書の保管の有無 ②遺言書の作成年月日 ③遺言書保管所の名称及び保管番号 ※ 遺言書の内容は記載されない		

（出所）法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

この制度は、2020年7月10日に施行される。

なお、相続人等が遺言書の存在を知る方法について、保管申請の際に遺言者（被相続人）に交付される保管を証する書面、前記⑥⑧の請求、前記⑦の通知によることが想定されているようだ²。なお、戸籍と登記簿の連携システムの導入が現在検討されており、本制度もこれに合わせ、遺言者の死亡届が提出されれば自動的に法務局から相続人等に通知が行われることが検討されている³。さらに利便性が向上することが期待される。

3. 改正の影響

保管制度を利用するメリットとして、法務局で遺言書原本が保管されるため紛失や破棄のおそれがないこと、保管申請の際に形式審査がされるため方式違反のおそれが少ないこと、家庭裁判所での検認手続が不要となるため遺言書に基づいてすぐに遺産分割手続に入ることができること、などが挙げられるだろう。

自筆証書遺言に関しては、この制度のほか、方式緩和（Q.9）も導入された。方式緩和を利用した遺言書、保管制度を利用した遺言書、両方を利用した遺言書の3種類が、新たな選択肢として加わることになる。

作成のコストや手間、公正証書遺言との異同も踏まえて、被相続人のニーズにあった方式を選択することが期待される。

² 堂菌幹一郎（法務省民事局民事法制管理官）・野口宣大（法務省民事局総務課長）『一問一答新しい相続法』（2019年、商事法務）p. 218。なお、保管を証する書面については、別途法務省令で定める予定とされている。

³ 2018年6月8日衆議院法務委員会における小野瀬政府参考人の発言参照。

Q.9 自筆証書遺言の方式緩和

相続法改正で、自筆証書遺言を自分で書かなくてもよくなったというのは、本当か？

A.9：相続法改正により、自筆証書遺言の財産目録を別紙として添付する場合、自書以外の方法でも作成できることとなった。ただし、遺言の本文は、自書したうえで署名・押印しなければならない。

【解説】

1. 改正前の内容（改正前の問題点）

遺言書には、本文とは別に、財産を一覧にした「財産目録」を別紙添付することが多いと思われる。

自筆証書遺言は公証役場を利用する必要もなく、一番簡単に作成できる遺言書であるが、財産目録を含めて全文を遺言者本人が自書することが求められていた。

例えば、不動産の場合、地番や地目などの登記に記載されている項目を財産目録に書くことになるが、高齢者にとってはこの自書の負担が大きく、利用を妨げていると指摘されてきた。また、登記の転記ミスなどが生じてしまう問題もあった。

2. 改正内容

別紙として添付する場合に限って、財産目録を自書で作成する必要がなくなった（民法 968 条 2 項）。代替りの作成方法としては、自書と同様の内容をパソコンで作成する方法、登記事項証明書をそのまま添付する方法、預金通帳のコピーを添付する方法などが挙げられている⁴。いずれも、真正なものであることを担保するため、別紙のすべてのページ（両面に記載している場合には両面とも）に遺言者本人の署名と押印が必要とされている（民法 968 条 2 項）。

また、記載内容を後から訂正する場合などは、本文と同様、その部分は自書で訂正したうえで署名と押印が必要になる（民法 968 条 3 項）。

2019 年 1 月 13 日から施行され、施行日以後の遺言から適用されている。

3. 改正が実務に与える影響

財産目録の作成が簡単になり自筆証書遺言のハードルが下がったことから、自筆証書遺言の保管制度（Q.8）とあわせて、今後、自筆証書遺言の利用が増えることが期待される。

⁴ 堂菌幹一郎・神吉康二編著『概説改正相続法』（2019 年、金融財政事情研究会）p. 85。

なお、この方式緩和はあくまでも選択肢の1つであり、改正後も全文を自書する方法でも自筆証書遺言を作成できる。

Q.10 遺贈の担保責任等

被相続人の遺言（遺贈）に基づいて財産を引き渡したところ、引き渡した相手から財産に瑕疵があると抗議され、瑕疵のない物を引き渡すように要求された。改正された相続法の下では、この要求に応じる必要があるか？

A.10：改正された相続法では、実際に遺贈の内容を実行する「遺贈義務者」は、相続開始時の状態で財産を引き渡せばよいとしている。

ただし、これは、いわゆる債権法（民法等の債権関係）の改正を受けた見直しである。2020年4月1日（改正債権法の施行日）に施行され、施行日以後の遺贈から適用される。

【解説】

1. 改正前の内容

遺贈義務者（通常、相続人）は、遺贈の対象とされた財産について、受遺者（遺贈を受けるもの）へ引き渡す義務を負っている。

そして、その財産が不特定物（他から調達できるような物。例えば、新車一台）の場合には、遺贈義務者は特に2つの義務を負うこととされていた。

1つ目は、遺贈義務者が受遺者に財産を引き渡した後に、その財産の所有者から返還請求を受けて取り戻されてしまった場合である。このとき、遺贈義務者は受遺者に対して、損害賠償の責任を負う。

2つ目は、財産に瑕疵があった場合である。このとき、遺贈義務者はそのような瑕疵のない物を受遺者に引き渡さなければならない。

これに対して、遺言者が不動産を遺贈したところ、遺言者が死亡した時点で、その不動産に他の者の抵当権が設定されていた場合や、賃借権が付いていた場合などは、原則、遺贈義務者はその抵当権等を消滅させる必要はない。遺言者の意思としては、自分自身が死亡した時点の現状で、財産を残したいものと考えられるためである。

2. 改正内容

遺贈義務者は、不特定物か否かを問わず、「相続開始時の状態」で引渡し（または権利の移転）をすればよいことになった（民法998条）。

前述の抵当権等が付いた不動産についても、改正前と同じく、原則として遺贈義務者はその

まま引き渡せばよく、抵当権等を消滅させる必要はない。

2020年4月1日（改正債権法の施行日）に施行され、施行日以後の遺贈から適用される。

3. 改正が実務に与える影響

この改正は、遺贈義務者の担保責任について、実質的に軽減するものといえる。ただし、実際に担保責任が適用される場面は限定的であり、実務に与える影響は少ないと思われる。

Q. 11 遺言執行者の権限の明確化等

遺言執行者とは何か？相続法改正で、どのような見直しが行われたのか？

A. 11：遺言執行者とは、遺言の内容を実現するために必要な行為を行う職務・権限をもつ者のことである⁵。相続法改正により、遺言執行者の権限・義務が明確化されたほか、遺産の無断売却など遺言執行の妨害にあたる行為について、その効力が見直された。

【解説】

1. 改正前の内容（改正前の問題点）

(a) 遺言執行者の権限・義務

遺言の内容を実現するために必要な行為を行う遺言執行者は、相続人の代理人とみなされ、「相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務」を有するとされていた（民法 1012 条 1 項）。

このように包括的な権限が認められているものの、具体的にどのような権限が含まれるのかについては明文の規定はなく裁判例によっており、明確でなかった。

例えば、預金を遺言にしたがって相続人に分けるために、遺言執行者が払戻しを求めることができるかなどについては裁判所の判断が分かれていた。

(b) 遺言執行妨害行為の効力

遺言執行者がいるにもかかわらず、相続人が遺産の一部を無断で売却してしまうケースがある。

このような遺言執行を妨害する行為の効力については、誰に対する行為であっても「絶対的に無効」とされた（判例）。

そのような事情を知らない買主への売却であっても、売買契約は例外なく無効となる。取引

⁵ 竹内昭夫・松尾浩也・塩野宏（編集代表）『新法律学辞典（第三版）』（1989年、有斐閣）p. 21。

の安全より、遺言者の意思を実現することが重視されていた。

(c)遺言執行者の復任権

遺言執行者がその任務を委任（復任）するには原則「やむを得ない事由」が必要とされていたが、専門家に復任したい等のニーズから、要件を緩和すべきとの指摘があった。

2. 改正内容

(a) 遺言執行者の権限・義務

遺言執行者の個別の権限が規定され、明確になった。例えば、「相続させる遺言」がある場合には、相続人が対抗要件を備えるための行為（債権の通知や動産の引渡しなど）や預貯金の払戻しができる。預貯金の全部がその遺言の対象とされた場合に限り契約自体の解約ができることとされた（民法 1014 条）。

(b) 遺言執行妨害行為の効力

例えば、無断売却のケースでは、売買契約は原則として無効であるものの、執行妨害であることを「知らない（善意）」買主に対しては、無効を主張できないことになった（民法 1013 条 2 項）。そのような買主との関係では有効な契約として扱われ、取引の安全が守られる。

(c)遺言執行者の復任権

遺言執行者は原則自己の責任で復任ができることとされ、「やむを得ない事由」が不要になった（民法 1016 条 1 項）。

復任することに「やむを得ない事由」がある場合には、遺言執行者の責任の範囲が限定されることとされた（同 2 項）。

(a)～(c)のいずれも 2019 年 7 月 1 日から施行された。

3. 改正が実務に与える影響

遺言執行者は権限が明確化されたことや復任がしやすくなったことで執行がしやすくなるだろう。他方、相続人による遺産の無断売却などで流出した財産が取り戻せない場合には、遺言執行者自身の財産の管理責任などが問われる可能性もあり、より慎重な執行が求められると思われる。

(以下、<その④>に続く)